

王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募 公募要項に対する質問内容および回答（再質問）

No.	頁	項目番号	項目	質問内容	回答案
1	6	24	公募要項に関する質問に対する回答書	土地譲渡予定価格について「土地譲渡予定価格（100億円）は変動する可能性があります」と記載がありますが、PCB 廃棄物移設処分・土壌汚染対策・地中障害物撤去等の予期せぬ条件変更の結果も含めたうえで、契約時の諸条件に基づいた価格協議であると考えております。	PCB 廃棄物移設処分・土壌汚染対策・地中障害物撤去等の予期せぬ事案への対応の必要性が明らかになるのは、土地引渡し以降になると考えています。そのため、土地引渡し以降に予期せぬ事案が発生した際には、本市と事業者での協議により、事案ごとに対応（市側での対応、事業者への損失補償等）を決定する予定です。
2	6	26	公募要項に関する質問に対する回答書	PCB について「土壌汚染対策法に基づく調査命令が発出されない場合」について、調査命令が発出されるされないにかかわらず、起因者が明確である場合は、起因者負担として協議を考えております。	ご認識の通り、PCB廃棄物・使用製品の存在が確認された場合は、土壌汚染対策法に基づく調査命令の発出有無に関わらず、本市に対応を求めることができます。 なお、「王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募 公募要項に関する質問に対する回答書（神企未第512号、令和5年2月28日）」のNo.26回答の「土壌汚染対策法」に関する記載は、PCB廃棄物・使用製品による土壌汚染があった場合のリスク分担を示したものです。
3	7	28	公募要項に関する質問に対する回答書	生活環境に与える影響について「周辺住民等から開発、建築について要望等があった場合は事業者において必要な対応をしてください。」と記載がありますが、王子公園再整備（大学誘致も含めて）に関する要望等については、貴市にてご対応いただく認識です。	大学誘致も含め王子公園再整備の事業に関する要望等については、基本的に本市で対応しますが、大学の設置・運営に伴う要望等については事業者において必要な対応をしてください。 なお、要望等の内容によっては、本市と事業者が連携して対応する場合もありうると考えています。
4	7	29	公募要項に関する質問に対する回答書	目的物の瑕疵について、別紙として受領した「埋蔵文化財試掘・確認調査結果」について、埋蔵文化財試掘調査による写真で陶器ガラが確認できており、これらは掘削した者が産廃処分する必要があると考えます。 また、TP4の断面図ではコンクリートも確認できます。これらを含めた受領図面等での確認ができていない瑕疵の扱いは貴市負担という認識です。	既存建物等（資料1「物件概要書」参照）については、提供図面の有無に関わらず、契約事業者の負担と責任において解体・撤去することとしており、解体・撤去費用はいかなる事情が発生しても本市に請求できません。 一方で、建築工事の支障となる地中障害物（既存建物等を除く）を発見した場合は、公募要項P23VI.3.(2)に記載のとおり、本市と事業者との間で協議の上、本市に対し必要な対策及び対応を求めることができます。その場合は、本市へ立ち会いを求めるなど、地中障害物の存在を証明していただく必要があります。 なお、TP4の断面図におけるコンクリートについては、アメリカンフットボール用のゴールポストの基礎と推察され、その場合は、既存建物等に当たります。